
* **平井小学校PTA規約** *

この「平井小学校PTA規約」は、最終学年まで大切に保管してください。
毎年、定期総会時（5月）に必要になります。
2024年4月 改定版

発行：平井小学校PTA

平井小学校父母と教職員の会「PTA」規約

第1章 総則

- 第1条 本会は平井小学校父母と教職員の会と称し、事務所を平井小学校に置く。
- 第2条 本会は父母と教職員が協力して、児童の幸せのために良い教育が行われる様に努力する。
- 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 会員相互の研修により教育の向上を図り、教育に対する理解を深める。
 2. 父母と教職員とが緊密に連絡して、児童に生活指導と教育的社会環境を整える。
 3. 会員相互の親睦を図り、文化の向上に努める。
- 第4条 本会は自主独立の組織であって、どんな政党、宗教、又営利事業にも関係しない。

第2章 会員

- 第5条 本会は児童の父母又はこれに関わる者と、教職員で本会の目的に賛同する者で構成する。

第3章 会計

- 第6条 本会の会計は会費及び寄付金、その他でまかなう。
- 第7条 会費は児童一人月額200円として、指定金融機関による年一回5月の自動引き落としをもって納入するものとする。
- 第8条 予算は総会で決められ、決算は監査を経て総会で承認されなければならない。
但し、代表委員会は予算項目の流用を決めることができる。
- 第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
但し、4月1日から定期総会までの経費については、代表委員会の決定により例年に準じた支出をする事ができる。

第4章 委員及び役員

- 第10条 本会は委員会として次のものを置く。
1. 代表委員会
 2. 専門部として ・校外部 ・広報部
- 第11条 本会は次の委員を選ぶ。
- 代表委員 学級毎3名
- | | | |
|--------|-----|-----------------|
| イ・代表委員 | ①1名 | ②担任以外の教職員の中から2名 |
| ロ・校外部 | ①1名 | ②担任以外の教職員の中から2名 |
| ハ・広報部 | ①1名 | ②教職員の中から数名 |
- 第12条 本会には次の役員を置き、任務は次のごとくとする。
- 役員は会員の中から選出し、それについては細則に定める。
1. 会長 イ. 本会を代表し会務をまとめる。
ロ. 総会及び代表委員会を招集する。
 2. 副会長 イ. 会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務める。
ロ. 会長と共に会務を分掌する。

3. 書記 本会の記録を作成し、その必要な事務を行なう。
4. 会計 本会の会計及び財産を管理し、総会において決算報告をする。

第13条 役員の任期は原則として、4月1日から翌々年3月31日までの2年とするが、留任は妨げない。
役員の任期を終えた場合、以降6年間に亘り委員を免除する。但し、本人が希望する場合はこの限りではない。

委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの一年とする。

1. 次年度総会まで自動的に延期する。
2. 次年度5月31日には自然解任となる。
3. 再選することが出来る。
4. 任期途中、補欠又は増員により就任したものは、その年度の残任期間とする。

第5章 会議

第14条 総会

1. 総会は本会の最高決議機関であり、全ての会員は決議権を有する。
但し、父母会員はいずれか一方のみを数える。
2. 総会は委任状を含め3分の1で成立し、議事は規約改正を除いては出席者の過半数で決する。
3. 代表委員会は、定期総会を年度初めと年度末の年2回開催する。
又、代表委員会が必要と認めた時、会員の10分の1以上の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない。
4. 総会の招集は議案を付して一週間前に全会員に通知されなければならない。
5. 総会開催一週間前には、各会議の記録、会計帳簿を自由に閲覧させなければならない。
6. 定期総会は次の事を決議する。
 - イ・前年度活動報告・決算報告・監査報告
 - ロ・新年度役員承認
 - ハ・新年度活動計画・予算
 - ニ・監査選出
 - ホ・規約改正
 - ヘ・その他

第15条 代表委員会

1. 代表委員会は議案を審議し、実行する。
2. 代表委員会の構成は次の通りである。
 - イ・役員
 - ロ・代表委員
 - ハ・専門部の代表1名
 - ニ・選考委員の代表1名
3. 代表委員会は原則として毎月1回会長の招集によって開催する。
但し、審議事項、連絡事項がない時は招集しない事もある。
4. 代表委員会は必要に応じて臨時委員会を設ける事がある。
尚、臨時委員会に関してはその時々で詳細を設ける。

第16条 全ての委員会は公開を原則とし、記録も同様とする。

第17条 学年学級P・T・A

1. 学年学級P・T・Aは各学年、各学級の父母と担任教員で構成し、学級委員が司会し運営する。
2. 学年学級P・T・Aの事業は次のとおりである。
 - イ・学年学級内の事務を処理し、各学級間の連絡協調を図る。
 - ロ・本会の事業に関しては随時会員の意見をまとめ、代表委員に図る。

第18条 総会を除く全ての会議は、構成員の6分の1の請求があれば開催されなければならない。

第6章 監査

- 第19条
1. 本会に監査父母側 2名、教職員側 1名をおく。
 2. 父母側監査は総会において選出し、任期は委員と同じにする。但し、留任は妨げない。
 3. 監査は委員、役員を兼ねることはできない。
 4. 監査は、本会の事業と会計について行なう。

第7章 規約改正

第20条 本規約の改正は総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第21条 本会は代表委員会の決定により細則を設け、又改廃できる。

《付則》 この規約は平成11年4月1日より施行する。

《平井小学校P・T・A規約細則》

第1節 役員の選出

第1項 役員選考委員会について

1. 選考委員は学年学級P・T・Aにて推薦し選出する。
父母6名 教員2名 計8名
2. 選考委員長は、
ア、末子が最終学年となる「代表委員会経験者」又は、次学年委員。
イ、アに該当する者がいない場合は、「代表委員会経験者」。
ウ、この場合の「代表委員会経験者」とは執行部委員、学級代表、専門部正副部長を指し、学校側代表を除く。
エ、アイに該当する者がいない場合は、最終学年委員とする。

第2項 役員の選考と選考委員会について

1. 役員は会員中より選考委員会が選出する。
2. 選考委員は役員の内、父母側の役員を選出する。
会長1名・副会長2名以上・書記1名以上・会計1名以上
(学校側役員は学校に委任し選出される)
3. 選考委員会は末子が卒業にて退任する会長又は副会長の参会を受け、次年度役員候補者を選出することが出来る。(該当する者がいない場合は、留任する会長)
4. 選考委員は、会議内容についての守秘義務を負う。

第3項 役員に欠員が生じた場合は、補充する。

1. 会長に欠員が生じた時は、副会長の中よりこれを補充する。
2. その他役員に欠員が生じたときは、会長が推薦し代表委員会の承認を得る。

第4項 役員顧問制度について

1. P T A会長、副会長の任にあたった者は、退任後は顧問とし、執行部活動の協力を促し、その任期は、会長は無期、副会長は3年とする。
2. 各専門部部長の任にあたった者は、退任後は相談役とし、各活動の協力を促し、その任期を1年とする。
3. 末子卒業後も任期の残る物は、その任に就く事とする。

第2節 慶弔等規約

1. この規定は児童会員（教職員を含む）及びその家庭を対象とする。
2. 会員に慶弔等がある時は、祝意を表すため次の記念品を贈る。
イ・教職員の結婚 5,000円
ロ・教職員の定年退職 5,000円
3. 会員に事故のある時は、次の見舞いを贈る。
イ・本校児童死亡の場合
ロ・会員及び会員の配偶者死亡の場合
ハ・教職員の親族一親等以内の血族及び同居かつ扶養関係にある一親等以内の姻族の死亡の場合に限る 5,000円
4. この規定による判断が難しい事情がある時は、代表委員会の審議によって執行する。